

	目	次	
			頁
第125号議案	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	23
第126号議案	埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例	26
第127号議案	埼玉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	30
第128号議案	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	35

第一百二十九号議案

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十項第二号事務の欄中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

別表第二十一項第一号事務の欄31中「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の二第六項」に改める。

別表第二十七項第一号事務の欄4中「同条第四項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第五項」を加える。

別表第三十二項事務の欄5中「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第十三項第四号事務の欄6中「第四十六条の八第四号」の下に「及び第六十九条の二第二項」を加え、同欄中21を22とし、17から20までを18から21までとし、16の次に次のように加える。

17 法第六十九条の二第四項の規定による情報の提供

別表第十三項第五号事務の欄1及び同項第六号事務の欄1中「並びに法」を「、法」に改め、「選任」の下に「並びに法第六十九条の二第二項の規定による報告」を加える。

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第十四項第一号市町村の欄を次のように改める。

各市町村（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、春日部市、越谷市、戸田市、新座市、八潮市及び三郷市を除く。）

別表第二十三項第一号事務の欄1中「法第四条第一項若しくは第二項又は第九十七条の二第一項の規定により市町村に置かれる建築主事」を「市町村に置かれる建築主事等（法第六条第一項の建築主事等をいう。）」に改める。

別表第三十三項第五号市町村の欄中「富士見市」の下に「、三郷市」を加える。

別表第五十項第二号市町村の欄中「鳩山町」の下に「、ときがわ町」を加える。

別表第五十一項第一号市町村の欄中「所沢市」の下に「、飯能市」を加え、同項第二号市町村の欄中「秩父市」を「行田市、秩父市、飯能市」に改める。

別表第七十二項市町村の欄中「横瀬町」の下に「、美里町」を加える。

別表第八十六項事務の欄23中「縦覧及び閲覧」を「縦覧等」に改め、同欄23を同欄25とし、同欄22の次に次のように加える。

23 条例第十二条の二の規定による申請等の受理

24 条例第十二条の三第一項の規定による処分通知等

別表第百三項市町村の欄中「加須市」の下に「、羽生市」を、「東秩父村」の下に「、美里町」を加える。

別表第百五項第二号事務の欄及び同項第四号事務の欄中「法第四条第一項若しくは第二項又は第九十七条の二第一項の規定により市町村に置かれる建築主事」を「市町村に置かれる建築主事等（建築基準法第六条第一項の建築主事等をいう。）」に改める。

別表第百十四項第一号事務の欄中「建築基準法第四条第一項若しくは第二項又は第九十七条の二第一項の規定により市町村に置かれる建築主事」を「市町村に置かれる建築主事等（建築基準法第六条第一項の建築主事等をいう。）」に改める。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和六年一月一日

2 この条例（第一条の規定を除く。以下同じ。）（前項第二号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした处分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした处分その他の行為又は当該市町の長に対応してされた申請その他の行為とみなす。

令和五年十二月四日提出

埼玉県知事

大野元裕

裕

提 案 理 由

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第一百二十六号議案

埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例

埼玉県男女共同参画推進センター条例（平成十三年埼玉県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 本所（第三条—第十五条）
- 第三章 支所（第十六条—第十九条）
- 第四章 雜則（第二十条）

附則

第一章 総則

第一条中「さいたま市中央区新都心二番地二に」を削り、同条に次の二項を加える。

2 センターは、次に掲げる施設とする。

- 一 埼玉県男女共同参画推進条例（平成十二年埼玉県条例第十二号）第十一条の総合的な拠点施設
- 二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号。以下「困難女性支援法」という。）第九条第一項の女性相談支援センター
- 三 困難女性支援法第十二条第一項の女性自立支援施設
- 四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第三条第一項の配偶者暴力相談支援センター
- 3 センターは、本所及び支所で構成し、それぞれ次に掲げる場所に設置する。
 - 一本所にあつては、さいたま市
 - 二 支所にあつては、さいたま市
- 第二条各号列記以外の部分中「センター」を「本所」に改め、同条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。
- 六 困難女性支援法第九条第三項第一号及び第三号から第五号までに掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものを除く。）に關すること。
- 七 配偶者暴力防止法第三条第三項第一号、第二号及び第四号から第六号まで（配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。次項第四号において同じ。）に掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われ

た者に対するものを除く。)に関すること。

第二条に次の二項を加える。

2 支所は、次に掲げる業務を行う。

- 一 困難女性支援法第九条第三項第一号及び第三号から第五号までに掲げる業務
(緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものに限る。)に関すること。
- 二 困難女性支援法第九条第三項第二号に掲げる業務に關すること。
- 三 困難女性支援法第十二条第一項の自立支援に關すること。

- 四 配偶者暴力防止法第三条第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる業務(緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものに限る。)に關すること。
- 五 配偶者暴力防止法第三条第三項第三号(配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。)に掲げる業務に關すること。
- 六 配偶者暴力防止法第五条の被害者の保護に關すること。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 本所

第三条、第四条、第五条第二項、第八条、第九条第一項、第十一条、第十二条及び第十五条第一号中「センター」を「本所」に改める。

第十六条を第二十条とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章 雜則

第十五条の次に次の二章を加える。

第三章 支所

(入所の承認)

第十六条 支所に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならぬ。

- 2 前項の承認を受けることができる者は、困難女性支援法第二条の困難な問題を抱える女性又は配偶者暴力防止法第一条第二項の被害者(配偶者暴力防止法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。)であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 病気のため医療機関に入院し医療を受ける必要のある者
- 二 常時の介護を必要とする者
- 三 薬物の常用等により支所の他の入所者の保護等に著しい支障を及ぼすおそれのある者

(入所期間及び入所定員)

第十七条 支所の入所期間及び入所定員は、次の表のとおりとする。

区分	入所期間	入所定員
一時保護のための施設	二週間以内（ただし、知事が認めるときは、入所後おおむね四週間の範囲内で延長することができる。）	二十人
自立支援のための施設	一年以内	

（退所）

第十八条 支所に入所した者（以下この条において「入所者」という。）は、知事が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、退所しなければならない。

- 一 自立して生活することが可能となつたとき。
- 二 おおむね三月以上医療機関に入院し、医療を受けることが見込まれるとき。
- 三 支所以外の施設でその者の保護等のため適当と認められるものへ入所することができることとなつたとき。

2 入所者が無断で三日以上外泊した場合は、退所したものとみなす。

- 3 知事は、入所者がこの条例に基づく規則又は当該規則に基づく命令に違反したときは、退所を命ずることができる。

（準用）

第十九条 第十一条及び第十二条の規定は、支所について準用する。この場合において、同条中「退去」とあるのは、「退去又は退所」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（埼玉県婦人相談センター条例の廃止）

- 2 埼玉県婦人相談センター条例（昭和六十一年埼玉県条例第十一号）は、廃止する。

（埼玉県婦人相談センター条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の際に前項の規定による廃止前の埼玉県婦人相談センター条例（以下「廃止前の条例」という。）による埼玉県婦人相談センターの入所の承認を受けている者は、改正後の埼玉県男女共同参画推進センター条例（以下「改正後の条例」という。）第十六条第一項の規定による承認を受けたものとみなし、改正後の条例の規定の適用を受けるものとする。

- 4 知事がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした廃止前の条例

第四条の規定による退所の命令については、施行日以後においても改正後の条例第一条第三項の支所に係るものとして、なおその効力を有する。

令和五年十二月四日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化するため、埼玉県婦人相談センターを埼玉県男女共同参画推進センターに統合等したいので、この案を提出するものである。

第一百二十七号議案

埼玉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(人権の尊重)

第三条 女性自立支援施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の意思及び人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 女性自立支援施設においては、入所者の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。
- 3 女性自立支援施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対し、必要な措置を講じなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第四条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第五条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第六条 女性自立支援施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定しなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第七条 女性自立支援施設の安全計画の策定等に係る基準は、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和五年厚生労働省令第三十六号。以下「省令」と

いう。) 第六条に規定する基準の例によることとする。

(苦情への対応)

第八条 女性自立支援施設は、その行つた支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、その行つた支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第九条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員配置の基準)

第十条 女性自立支援施設の職員配置に係る基準は、省令第九条に規定する基準の例によることとする。

(職員の知識及び技能の向上等)

第十一条 女性自立支援施設の職員は、常に自己研鑽さんに励み、女性自立支援施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(施設長の資格要件)

第十二条 女性自立支援施設の施設長の資格要件に係る基準は、省令第十条に規定する基準の例によることとする。

(設備の基準)

第十三条 女性自立支援施設の設備に係る基準は、省令第十一條に規定する基準の例によることとする。

(秘密保持等)

第十四条 女性自立支援施設の秘密保持等に係る基準は、省令第十二条に規定する基準の例によることとする。

(居室の入所定員)

第十五条 一の居室の定員は、原則一人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわら

ず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。

(自立支援等)

第十六条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第十七条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好^しを考慮したものでなければならない。

- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十八条 女性自立支援施設の業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第十六条に規定する基準の例によることとする。

(保健衛生)

第十九条 女性自立支援施設の保健衛生に係る基準は、省令第十七条に規定する基準の例によることとする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第二十条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が省令第十八条の厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- 二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。
- 三 入所者に係る金銭の收支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第二十一条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難

な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

（電磁的記録）

第二十二条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、賛本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止）

2 埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十二号）は、廃止する。

（施設長の任用に関する経過措置）

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第十二条の規定により施設長に任用されている者は、第十二条の規定により任用された者とみなす。

（居室の面積及び入所人員に関する経過措置）

4 この条例の施行前に設置された施設における居室の床面積及び入所人員については、第十三条及び第十五条の規定にかかわらず、当分の間、附則第二項の規定

による廃止前の埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第十三条及び第十四条の規定によることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合はこの限りではない。

令和五年十二月四日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めたいので、この案を提出するものである。

第一百二十八号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表危機管理防災部の項第六十一号中「又は第三項」を「若しくは第三項又は同法第三十九条の二十二第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和五年十二月四日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、認定高度保安実施者が行う高压ガス保安法に基づく完成検査に合格した貯蔵施設等について、液化石油ガスの貯蔵施設等の設置又は変更の完成検査手数料の額を定めたいので、この案を提出するものである。